「拠点滞在型観光×三重」ブランディングに向けた 観光資源の魅力創出モデル事業(2次募集) 公募要領

I. 概要

1. 本事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大による県内経済への影響で観光事業者の経営環境は逼迫した状況が続く中、アフターコロナに向けて、三重県を訪れた旅行者の宿泊施設等を拠点とした県内での滞在を促進するため、三重県ならではの高付加価値な滞在型観光コンテンツの創出や観光コンテンツを活用した新たな周遊ルートを創出するモデル事業を実施し、拠点滞在型観光の先進地としての新たなブランドを確立します。

2. 支援対象事業者

- (1) 県内の地方公共団体、県内の観光地域づくり法人(DMO)、県内の観光協会、民間事業者(個人事業者を含む)であること。ただし、民間事業者が実施する場合は、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会等と連携すること。
- (2) 既存の体験コンテンツの商品性及び受入態勢を見直し、商品単価のアップや利用者 数のアップを図り、売上拡大を希望する意欲があること。
- (3) 磨き上げしたコンテンツを次年度以降も自発的にブラッシュアップしながら、継続 に運営、販売を実施していく意欲があること。
- (4) 地方公共団体以外が事業主体になる場合は「みえ安心おもてなし施設認証制度」へ 登録すること。

3. 支援内容

(1) 既存の体験コンテンツの商品価値の向上に向けた支援

既存の体験コンテンツの商品単価のアップや利用者数のアップによる売上拡大に向けて、以下の観点から専門家等が伴走型のアドバイスを実施します。

- ・地域資源の価値とマーケットニーズを勘案した魅力的なプログラムづくり
- ・マーケット目線での商品価値を考慮した料金の設定
- ・プログラムをガイドする人材の育成
- ・利用者の増に向けた情報発信の在り方や販路拡大に向けた販売体制
- ・コンテンツをブラッシュアップするための KPI マネジメント等の管理手法等
- (2) プロモーションに係る支援
 - ① 企画開発したコンテンツをネット販売するために必要となる写真素材の提供 (写真素材は、限られた気象条件下で体験するコンテンツや、短期間での季節限 定コンテンツ等、撮影期間内での体験の設定が困難なコンテンツについては、 写真素材の提供ができないことがあります。)
 - ② 「観光三重」の特設サイトでのコンテンツの情報発信
 - ③ ガイドブックやプロモーション動画での発信
 - ④ 旅行博での情報発信
 - ⑤ 造成した体験型コンテンツを組み込んだモデルツアーの実施 (2月以降) (モデルツアーの販売は販売期間の季節性や設定日数等、モデルツアーのテーマ

等を考慮の上、対象となるコンテンツを選定いたします。モデルツアー販売が 確約されるわけではありません。あらかじめご了承ください。)

- (3) スケジュール
 - 10月~来年1月 商品価値の向上のための伴走型のアドバイスを実施
 - 11月中旬 写真素材・動画の撮影
 - 11月以降 PRの実施(観光三重、プロモーション動画、ガイドブック)

来年2月以降 モデルツアーの実施

来年3月 旅行博でのPR

4. 参加費用等

・3にかかる経費はすべて事務局が負担します。

但し、事務局を介さずに、事業者独自の判断によって行った開発やプロモーションなど に関わる費用はこの限りではありません。

造成にあたって必要となる設備や備品、消耗品等は事業者の負担となります。

Ⅱ.申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、電子メールにより事務局まで提出して下さい。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

- (1)申請書類の受付期間 令和4年9月13日(火)から令和4年9月20日(火)17時まで
- (2) 申請先メールアドレス miryokumie@bsec.jp
 - ※申請後3日以内に、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。 万一届かない場合は、事務局宛にご連絡ください。
 - ※やむを得ず、メールでの申請が困難な場合は事務局までご相談ください。

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業事務局

TEL:080-4922-9205 (平日9時30分から17時まで)

- (3) 申請に求めるポイント
- ・三重県独自の観光資源を活用し、既に商品化されている体験コンテンツについて、売 上拡大に向けて抜本的な改善を図りたい意欲があること。
- ・商品の改善や受入態勢の強化により売上拡大が図れるポテンシャルがあること。
- ・近隣宿泊施設と連携などで旅行者の滞在の長期化を促進することが可能であること。
- ・「文化・歴史」、「食」、「自然」、「ナイトタイム」、「サスティナブル」のいずれかがテーマであること。
- ・コンテンツの実施時期が秋季・冬季または通年実施であること。
- ・【民間事業者の場合】自治体や観光協会、DMO等、観光地域づくり団体と連携可能であること。
- ・造成したコンテンツについては、令和5年度以降も販売を継続すること。
- OTA への掲載や自社サイトでの予約受付など、オンラインでの予約受付を行う余地があること。

(4)提出書類

提出書類名	様式名	形式
申請書	様式 1	Excel
体験コンテンツ概要	様式 2	Excel
体験コンテンツ企画シート	様式3	PowerPoint

(5) 留意点

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・提出書類は、「みえ観光の産業化推進委員会情報公開規程」に基づき、不開示情報 (個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となり ますのでご了承ください。
- 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提案書の差し替え及び再提出は、原則認めません。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めません。
- 提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・提案書の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・本契約により制作された制作物の著作権はみえ観光の産業化推進委員会に帰属する こととします。

皿. 採択

- (1)採択本数 5本以内
- (2) 選定方法
 - ・有識者を含む委員会において、「(4)選定の観点」に基づいて総合的に評価を 行った上で、選定を行います。
 - ・なお、募集締切り後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施 する場合があります。
- (3)選定委員会の構成

事務局が選定した全国の売れるコンテンツを知る有識者とみえ観光の産業化推進 委員会による選定委員会を構成します。

(4)選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けません。

- ① 事業目的との整合性
- ② 商品の改善に向けた意欲
- ③ 商品や受入体制の潜在的なポテンシャル
- ④ 実施体制(次年度以降も実施可能な実施体制・持続性があるか)
- ⑤ 収益性(旅行者がお金を払う価値がある商品性になる要素があるか)
- (5) 選定結果の決定及び通知

採択する案件の決定後、申請者に対して結果の通知を行います。 個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。